

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿沼市長 松井 正一

市町村名 (市町村コード)	鹿沼市 (09205)
地域名 (地域内農業集落名)	粕尾地区 (下粕尾、中粕尾)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・粕尾地区(上粕尾除く)は、旧栗野町4地区の中で担い手の耕作率が最も高い。特に下粕尾は、全域にかけて大規模生産法人を始めとした中心経営体による営農がされている。ただし、今後、農地によっては、後継者不足も懸念されているところである。

・中粕尾は下粕尾に近い区域についてはある程度担い手による耕作がされているものの、森地区より奥に進むと不整形で小區画な農地もあり、担い手耕作率は低くなっている。圃場が整備されている区域においては引き続き、地域内外からの担い手による集積・集積により農業を維持し、整備されていない区域については地域で維持していく農地を明確化していく必要がある。

・下粕尾、中粕尾いずれについても獣害が大きいため、耕作者の生産意欲低下を招いている。

・高齢化や後継者不足により畦畔の草刈りや水路・堰等の維持管理が難しくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・下粕尾は比較的集積率は高いため、今後も現在の体制が維持できるよう、現在の担い手を主として対応していく。

・中粕尾地区は、圃場が整備されている区域においては引き続き、地域内外からの担い手による集積・集積により農業を維持し、整備されていない区域については地域で維持できる又は困難である農地を明確化し、維持できる農地については営農・保全がされるよう取り組んでいく。

・下粕尾、中粕尾いずれについても野生鳥獣による被害を最小限にとどめるため、行政と連携して獣害対策に取り組んでいく。

・圃場整備により農地の大区画化を図る。

・遊休農地を活用した農作物栽培に取り組む。

・花き類や果樹などの高収益作物や、企業との契約栽培に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	345 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	201 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員・農地利用最適化推進委員と連携しつつ、担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業経営意向調査の結果と担い手の意向の結果を踏まえ、農地バンクを活用し段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に各地区で圃場整備が行われた。その基盤を生かしていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる畦畔草刈り、水管理は、市農業公社が、所有者と実施可能な者との仲介を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑩外国人労働者の受け入れ。

補助事業の活用により、大型農業機械の導入やスマート農業に取り組む。